

学校でのアドボカシーの推進と **子どもの権利救済機関の設置**が必要です。

(政令市では、札幌市、相模原市、名古屋市、川崎市、県内は、志免町など7市町)

「はぐはぐ」の相談は発達特徴を有する子どもの相談ばかりです。主訴は様々ですが、学校での不適応と、父母が子どもを理解できず不適切に扱い親子関係の不調です。さらに父母にも特徴があり、それがゆえにACEであると、DV加害、被害、依存、カサンドラ症候群やうつ病的となり、子どもも巻き込まれ支援は困難になります。学校での不適応の背景は合理的配慮のなさ
と教室マルトリートメントです。

(1) 発達特徴のある子どもの増加

① 情緒支援級在籍児童生徒数の増加 (文科省)

H22年 55,782人～ R2年 151,141人

② 通常学級に在籍している児童生徒中に推定される発達障がい児童生徒数

小学校 10.4% 中学校 5.6% 計8.8% (文科省2022)

③

発達障がいの頻度(最近の論文を精査研究)

- * 知的障がい 1%弱
- * 自閉症スペクトラム障がい 2%強
(凸凹を含む10%?)
- * 注意欠如多動障がい 3～5%
(悉皆調査10%以上)
- * 学習障がい 5%
(悉皆調査10%)

—杉山登志郎(浜松医科大教授2018)—

(2) 学校不適応の問題は、合理的配慮の乏しい教育体制と教師の合理的配慮のなさ

① 情緒支援級の少なさ

福岡市は情緒特別支援学級が少ない

* 福岡県29市(政令市を含む)

小学校の情緒特別支援学級設置状況 (R5.5.1)

100% 18市 90%台 4市 80%台 4市
75% 筑後市 74% 北九州市 **22% 福岡市**

② 教育虐待、教室マルトリートメント

教育虐待とは

- * 対象者は一定の関係ある大人(保育士、教師等)子どもの発達特徴を理解せず、画一的な指導を行うことは子どもにとって有害なことの強要(家庭では、早期・英才教育)
- * 子どもに不安を増幅させるだけでなく、「その場を何とか」回避したいと思わせ、回避行動をさせる
- * 感覚過敏に理解なく、「わがまま」「慣れれば大丈夫」「堪え性がない」「食わず嫌い」等強要するとトラウマ体験となる。「慣れない」ことに「慣れる」必要がある
- * 学習障がいの子どもの「反復学習」は有害
- * **子どもの自尊感情が低くなる**

— 古庄純一 青山学院大学教授 —

教室マルトリートメント

- * 励ましや賞賛をしない
- * **支援が必要な子どもの合理的配慮を行わない**
- * 威圧的・高圧的な指導、力で抑える指導
- * 子どものが自信をなくすような強い叱責
- * 子どもの人格を尊重しない言動
- * 子どもの主体的な行動を妨げるような指導
- * つねる、蹴る、どつく
- * 手足を持って引きずって移動させる
- * 罰として、暗い部屋に閉じ込める

— 川上康則 —

教室マルトリートメント(ネグレクト)

- * 眼を合わせない、笑いかけない
- * 特定の子どもの指名しない
- * 本来ならば、必要なはずの語りかけや触れ合いをしない
- * 活動に参加させない、一方的に教室から外に出す
- * 必要な賞賛を行わない、成長を価値付けしない
- * 必要な情報提供を行わない
- * その子の気持ちや心理的な危機が迫っていることに気付いていない
- * 子どもからの主体的な提案を受け入れない

— 川上康則 —

- (3) 発達特徴があると教室マルトリートメントや友人の悪い冗談が冗談にならず、言葉どおり受け止めるなど些細なことと思われることでも心的外傷になりやすい傾向があります。心的外傷（Ｃトラウマ）を抱えると特に侵入症状で苦しみます。受け流したり、聞き流したり出来ない発達特徴のある子ども達が、教室マルトリートメントやいじめの最も重い被害者になります。

ASDは不安が強く心的外傷になりやすい

- * 「トラウマは発達障がいの最大の増悪因子」
- * タイムスリップ現象(映像のように)
- * 嫌悪刺激にかんしゃくや抵抗、パニック
- * 強度行動障害
- * 対人恐怖から不安障害(不登校)
- * 強迫行動から強迫神経症
- * そううつ波
- * 発達特徴による思い込みや決めつけ、意味付け被害妄想

そのため、子どもにトラウマがあるかもしれないと思って対応するトラウマインフォームドケアが重要です。

「こどもへのメンタルヘルス教育など、こども自身がＳＯＳを出したり、セルフケアできるようにするとともに、こどもとその周囲（家族・学校・地域社会）に対して、トラウマインフォームド・ケアの知識と実践の普及を図ることが重要」

－こども政策の推進に係る有識者会議報告Ｒ３年１１月－

- (4) 名古屋市の人権救済機関の活動状況

名古屋市子どもの権利相談室なごもっか

- * Ｒ３年「教職員の対応」に関する相談：５８件
暴言・体罰等の不適切対応３９件
- * 学校現場での先生による不適切な対応
 - ・あなたしか注意される子はいない。普通は〇〇だ。病院に行きなさい
 - ・替え歌で、からかわれる。希望進路をばかにされる
 - ・物を投げる、トイレに行かせない
 - ・みんなの前で「できないのは、あなただけです」と叱責しいじめのたねをまく
 - ・「先生が怖い」と不登校を誘発している
 - ・多動の小学生を「座らせなきゃいけない」と思い込む担任
 - ・謝罪問題（親には謝罪するが、子どもにしない）

こどもまんなか社会づくりは、学校現場からです。そのために学校でのアドボカシーの推進と権利侵害に対する救済機関の設置が必要です。

さらに在宅の子ども達のアドボカシーの推進も重要です。地域へのアドボケイトの派遣や、児童委員、子ども食堂やこどもの居場所に係る人々などが、子どもの意見形成支援、意見表明支援の子どものエンパワーメントができるよう関係者への教育支援が必要です。